

## 参考 霧島市個人情報保護審議会の役割

霧島市個人情報保護審議会は、霧島市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 11 号。以下、「条例」という。）第 47 条により設置される附属機関であり、以下の事項を審議する。

- ① 以下の個人情報を収集する場合において、担当部署から審議会に諮問がなされた事項
  - ア 本人以外の者からの個人情報の収集（条例第 6 条第 2 項第 7 号に規定）
  - イ 思想、信条、信教及び犯罪歴に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集（条例第 6 条第 3 項ただし書に規定）
  - ウ 個人情報を取り扱う事務の目的外の利用又は提供（条例第 11 条第 2 項第 8 号に規定）
  - エ オンライン結合の処理制限の例外処理（条例第 13 条に規定）
  - オ 個人情報取扱事務の登録及び変更の報告による事項（条例第 14 条第 4 項に規定）
- ② 実施機関の諮問に応じて個人情報保護制度に係る重要な事項を調査審議する。

⇒今後、「特定個人情報保護評価」で第三者委員会の意見を伺う必要が生じる場合に、実施機関から審議会に諮問し、評価書の点検を実施いただく可能性が生じる。

### 【点検の必要が生じるケース】

- ・ファイルの対象人数が 30 万人以上
- ・ファイルの対象人数が 10 万人以上 30 万人未満で、取扱い者（臨時職員及び外部委託職員も含む）が 500 人以上の事務
- ・特定個人情報ファイルの対象人数が 10 万人以上 30 万人未満で、過去 1 年間に 100 件を超える情報漏えい事故があった事務

- ③ 上記の審議のほか、条例の実施に関し実施機関に意見を述べることができる。
- ④ 条例第 47 条に規定することのほか、条例第 14 条第 4 項により、実施機関から取り扱う個人情報について報告を受け、意見を述べることができる。

⇒例年 3 月に開催する審議会は、この報告により開催するものである。

今後、「個人情報取扱事務台帳」の保有個人情報のチェック表中「基本的事項」に「個人番号」を追加する。

「個人番号」を保有する事務については、3 月に開催する審議会において報告予定

## ○霧島市個人情報保護条例（平成 17 年 11 月 7 日条例第 11 号）

第 14 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であつて、個人情報ファイルを使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
  - (2) 個人情報取扱事務の目的及び根拠
  - (3) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
  - (4) 個人情報の対象者の範囲
  - (5) 個人情報の記録項目
  - (6) 個人情報の収集先及び収集方法
  - (7) 第 11 条第 2 項の規定により、個人情報の利用又は提供を経常的に行う場合は、その利用の範囲又は提供先
  - (8) 前条のオンライン結合により個人情報を提供する場合は、その旨
  - (9) その他実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。
- 4 実施機関は、前 2 項の規定による登録、変更又は抹消をしたときは、遅滞なく、その旨を霧島市個人情報保護審議会に報告しなければならない。この場合において、霧島市個人情報保護審議会は、当該事項について意見を述べることができる。
- 5 前各項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
- (1) 市の職員又は職員であつた者に係る個人情報取扱事務であつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生等に関する事項又はこれらに準ずる事項（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報取扱事務を含む。）を取り扱うもの
  - (2) 一般に入手し得る刊行物等に係る個人情報を取り扱う事務
  - (3) 前 2 号に掲げる事務のほか、実施機関の定める事務  
(設置)

第 47 条 第 6 条第 2 項第 7 号及び第 3 項ただし書並びに第 11 条第 2 項第 8 号、第 13 条及び第 14 条第 4 項の規定によりその権限に属することとされた事項を行うほか、実施機関の諮問に応じて個人情報保護制度に係る重要な事項を調査審議するため、霧島市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、この条例の実施に関し実施機関に意見を述べることができる。